

広島第 12 次労働災害防止推進計画

誰もが安心して健康に働くことができる
社会を実現するために

平成 25 年 4 月

広島労働局

< 目次 >

はじめに	1
1 計画のねらい	1
（1）計画が目指す社会	1
（2）計画の目標	1
（3）計画の評価と見直し	1
2 社会の変化と安全衛生施策の方向性	2
（1）第三次産業の拡大と労働災害の変化	2
（2）リーマンショックと東日本大震災	2
（3）非正規労働者等の増加と外部委託の広がり	3
（4）少子高齢化の影響	3
（5）技術革新に対応した安全衛生対策	3
（6）行政を取り巻く環境の変化	4
（7）社会に開かれた安全衛生対策	4
3 重点施策	4
（1）労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	
（2）行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み	
（3）社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進	
（4）発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化	
（5）東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応	
4 重点施策ごとの具体的取組	4
（1）労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	4
ア 重点とする業種対策	
（ア）労働災害件数を減少させるための重点業種対策	5
第三次産業（特に小売業・社会福祉施設・飲食店）対策	6
陸上貨物運送事業対策	7
（イ）重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策	7
建設業対策	8
製造業対策	9
イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策	9
メンタルヘルス対策	10
過重労働対策	11

化学物質による健康障害防止対策	1 1
腰痛・熱中症・じん肺予防対策	1 2
受動喫煙防止対策	1 3
ウ 業種横断的な取組	1 3
リスクアセスメントの普及促進	1 4
高年齢労働者対策	1 4
非正規労働者対策	1 5
安全衛生教育の推進	1 5
(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み	1 5
専門家と労働災害防止団体の活用	1 5
業界団体との連携による実効性の確保	1 6
安全衛生管理に関する外部専門機関の活用	1 6
(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進	1 6
経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚	1 7
労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表	1 7
重大な労働災害を発生させ改善がみられない企業への対応	1 7
労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上	1 7
(4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化	1 7
発注者等による安全衛生への取組強化	1 8
製造段階での機械の安全対策の強化	1 8
労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討	1 8
(5) 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応	1 9
東日本大震災の復旧・復興工事対策	1 9
原子力発電所事故対策	1 9

はじめに

人は働くことで生計を立て、人生の多くの時間を職場で過ごす。国の経済や社会は、このような人々の労働によって支えられている。しかし、職場では、日常生活では使うことがないような危険な物を扱ったり、危険な場所での作業が必要なこともある。また、心身に影響が及ぶような過重労働も問題となっている。人の生命と健康はかけがえのないものであり、どのような社会であっても、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならない。

こうした悲劇を少しでも減らすため、国は昭和 33 年からこれまで 11 次にわたって「労働災害防止計画」を策定するとともに、昭和 47 年には労働災害の防止を目的とする「労働安全衛生法」を制定し、関係業界、専門家などと協力しながら、対策に取り組んできた。その結果、労働災害は大幅に減少してきたが、現在に至ってもなお、仕事上の事故や急性中毒などで亡くなる人は全国で年間 1,000 人を超えている。また、過重労働などを原因として脳・心臓疾患を発症し死亡したり（いわゆる「過労死」等）、仕事による強いストレスを原因として精神障害を発症し、自殺したとして労災認定される人は、合わせて 200 人近くに上っている。さらに、怪我を負ったり病気になり、4 日以上仕事を休んだ人は、年間 11 万人に達している。

このような現状を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、平成 25 年度を初年度として、5 年間にわたり国が重点的に取り組む事項を定めた新たな「労働災害防止計画」が策定された。

これを踏まえて、広島労働局が重点的に取り組むべき事項を定めた計画をここに策定する。

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するためには、国や労働災害防止団体などだけでなく、事業者、労働者、発注者を始め全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取るような社会にしていかなければならない。

(2) 計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害ゼロ」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

死亡災害の撲滅を目指して、平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による死亡者の数を 15%以上減少させること

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による休業 4 日以上の死傷者の数を 15%以上減少させること

(3) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ計画の見直しを行う。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみで評価するので

はなく、影響を及ぼしたと考えられる背景も含めて分析を行う。

2 社会の変化と安全衛生施策の方向性

(1) 第三次産業の拡大と労働災害の変化

日本が高度経済成長にあった時期、広島県では製造業と建設業の雇用者数が全体の約半数を占め、労働災害の多くがそれらの業種で発生していた。このため、労働災害を防ぐための取組も、こうした産業に重点が置かれていた。昭和 47 年の労働安全衛生法の制定により、事業者等の責任が明確化され、安全衛生に関する取組の充実が図られた結果、職場における安全衛生水準は大幅に向上し、製造業や建設業の労働災害は大幅に減少してきた。これに加え、サービス産業の拡大などで産業構造が変化し、製造業と建設業の雇用者数の割合は、平成 21 年には 25.6%にまで減少している。このような労働災害防止への不断の努力や産業構造の変化により、労働災害全体に占める製造業と建設業の占める割合は、昭和 50 年の 81.8%から、平成 23 年には 40.5%にまで減少している。

一方、労働者が第三次産業へとシフトしたことにより、年を追うごとに卸売・小売業、飲食店、保健衛生業などの第三次産業の労働災害に占める割合が増加を続けている。中でも労働災害が急増している医療や介護などの分野は、高齢化の進展による需要の拡大により、従事する労働者が今後も増えることが予想される。これらの業種では、主に機械設備や特定の作業や場所に着目した対策によってリスクを低減させ、災害の防止に効果を上げてきた製造業や建設業とは異なり、滑ったり、つまづいたりすることによる転倒災害、重量物の取扱いなどによる腰痛災害が多くを占めており、こうした災害を防ぐためには、労働者個人の行動に着目することが必要となっている。

健康対策の面でも変化が生じている。これまでは、作業に伴う粉じんによる「じん肺」、製造・建設現場で使われる様々な化学物質による急性中毒やがんなどの健康障害を防止することに主眼が置かれてきたが、近年では、これらに加えて職場の様々なストレスによるメンタルヘルス不調や、過重労働による健康障害、屋内の事務所における受動喫煙、介護作業における腰痛といった問題が、重要性を増している。

ただし、重篤な災害に着目すると、製造業や建設業は依然として重要な業種といえる。労働災害全体に占める割合が低下したとはいっても、死亡災害に限れば、依然として製造業と建設業で約半数を占めている。建設業は、昭和 51 年の 41.6%から、平成 23 年には 26.7%に減少してはいるが、依然として4分の1強を占め、製造業は、昭和 51 年の 25.7%から平成 23 年の 20.0%と、5.7ポイントの減少に止まっている。障害の残るような災害も含む重篤な災害を防止するためには、今後も製造業や建設業に対して重点をしばった取組が必要な状況にある。

(2) リーマンショックと東日本大震災の影響

平成 20 年 9 月のいわゆるリーマンショックと、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、その直後に GDP の急激な落ち込みが見られるなど、国内、県内の経済活動に甚大な影響を及ぼした。

平成 21 年の労働災害発生件数は、製造業を中心に大幅に減少した。これは労働災害防止に向けた労使の取組に加え、リーマンショックを受けた経済活動の低迷による影響が大きい

と考えられる。しかしその後、平成 22、23 年と 2 年連続で増加している状況にある。

建設業では、長期的な需要の減少によって技能労働者等が減少傾向にあったが、東日本大震災後に建設復興需要が急増したため、全国的な人材不足等が生じ、その結果、人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことなどによって、労働災害が増加する懸念が高まっている。

さらに、製造業においては、労使の取組に加え、景気の減速の影響もあって労働災害が平成 21 年以降 1,000 件を下回ってはいるが、労働災害が多発した高度経済成長期を経験し安全衛生管理のノウハウを有する昭和 20 年代生まれを中心とする世代の退職や、厳しいコスト競争、人員合理化が、生産現場の安全衛生活動に影響を及ぼすことも懸念される。

(3) 非正規労働者等の増加と外部委託の広がり

業種ごとの雇用者数の変化に加え、雇用形態にも大きな変化が見られる。労働者全体に占める非正規労働者の割合は、県内で平成 4 年では 15%程度であったが、その後急速に増加し、平成 19 年時点では 32.4%にまで増加している。

非正規労働者は 7 割を女性が占めており、その 8 割以上が第三次産業に集中し、第三次産業の労働災害に占める割合が増大している。

また、障害者の雇用も進んでおり、障害者雇用率の引き上げ等により、今後も障害者雇用の増加が見込まれることから、障害者の心身の条件に応じた適正な配置や、障害の種類及び程度に応じた適切な安全衛生対策が講じられるよう留意が必要である。

これらの変化に加えて、様々な分野で請負などによる外部委託が行われるという変化も生じている。労働安全衛生法では、労働者の安全や健康を守る義務を負うのは労働者を雇用する事業者を基本としているが、重層的な請負構造が一般的である建設業や造船業では、最も先次にある事業者である元請事業者も一定の役割を担う制度が導入されている。しかし、外部委託が広がる中で、建設業や造船業以外の業種でも、安全衛生上の措置義務や、受注者の安全衛生対策に必要な経費の確保など、発注者が担うべき責任のあり方が課題と考えられる。

また、機械設備による労働災害を防止するための対策としては、製造段階で危険性の確認や機械設備の安全化を行い、残ったリスクの情報をユーザーに提供する取組を進めてきており、化学物質による労働災害を防止するための対策としては、危険有害性情報の提供による取組を進めているが、依然として機械設備や化学物質による災害が多発しているため、さらなる取組の促進が必要である。

(4) 少子高齢化の影響

急速に進む少子高齢化により高年齢労働者の数が増え、その結果、労働災害に被災する高齢者も増加している。60 歳以上の労働災害発生率は、他の年齢に比べても高く、同じ災害に遭遇しても、高齢者の場合は休業日数が長くなる傾向にある。また、高齢者は高血圧などの基礎疾患を有する割合が高く、勤務中の急な体調不良が労働災害につながることも懸念される。

今後も高齢化が進み、これまで以上に労働者に占める高齢者の割合は高くなることが見込まれるため、これからの労働災害防止の取組は、これら高齢化によるリスクの増大も念頭においたものとしていく必要がある。

(5) 技術革新に対応した安全衛生対策

災害が発生していない職場でも作業の潜在的な危険性や有害性は存在しており、また、技

術革新が進む中で危険有害要因が多様化している中で、あらゆる危険有害要因に対して規制を設けることは困難になりつつあることから職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前的に確かな安全衛生対策を講じるリスクアセスメント等の自主的な安全衛生活動の積極的な取組の推進が必要である。

(6) 行政を取り巻く環境の変化

社会、経済が変化し、新たに取り組むべき課題が増加する一方で、財政状況は厳しさを増しており、行政にはさらなる減量、効率化が求められている。

このような状況の中で労働災害を効果的に防止していくためには、行政の取組について選択と集中を進め、合理的な重点化を図るとともに、これまで以上に、業界団体や労働災害防止団体などとの連携を強め、業界の自主的な取組による労働災害の防止活動を支援、促進していく必要がある。

(7) 社会に開かれた安全衛生対策

安全衛生対策として、メンタルヘルス不調、過重労働、腰痛等への対応が重要性を増し、第三次産業を含む広範な分野に課題が広がっている中では、労働災害は一部の危険な作業に従事している労働者だけの問題ではなく、誰もが遭遇しうる身近なリスクであるという認識を持つことが重要である。

そのために、企業による自主的活動を活性化するとともに、安全衛生を巡る問題について、どういう労働災害がどれだけ起こっているのか、不十分な取組がどのような結果を招くのか、それを防ぐためには、企業や労働者自身が何をすればよいのかといった労働災害に関する様々な情報や、業界や企業の安全衛生水準に関する情報を社会全体で共有し、安全衛生に対する認識を高めることができる可視化を図り、より社会に開かれたものとしなければならない。これを実現するための様々な取組が必要である。

3 重点施策

先に述べた社会の変化と安全衛生施策の方向性を踏まえて、以下の5つを重点施策とする。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- (3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- (4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化
- (5) 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

4 重点施策ごとの具体的取組

(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

近年の労働災害の発生状況を見ると、従来大きな割合を占めていた建設業や製造業の労働災害、じん肺、騒音・振動障害などの古くからの職業性疾病に加え、第三次産業の労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など、新たな課題がますます重要となっており、重点とすべき対策の見直しが必要となっている。今後5年間の安全衛生施策では、以下に掲げる対策に重点的に取り組むこととする。

ア 重点とする業種対策

(ア) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

(現状と課題)

- ・労働災害の発生状況を見ると、これまで重点的に取り組んできた建設業、製造業は、それぞれ平成14年から平成23年までの過去10年で大幅な減少が見られる一方で、安全衛生行政として必ずしも重点的な取組が行われてこなかった第三次産業は16.7%増加している。このうち、小売業、社会福祉施設、飲食店（以下「小売業等」という。）の労働災害が多く、特に社会福祉施設は、労働者数が過去10年で2.5倍と急増し、労働災害においても、過去10年で約2倍となっている。また、全労働災害の1割強を占める陸上貨物運送事業は、長期的には減少傾向にあるものの、陸上貨物運送事業の労働災害の約3割を占める荷役作業時におけるトラック等からの墜落・転落災害の死傷者数は横ばい状況で推移しており、大幅な減少傾向が見られない。このため、労働災害発生件数を減少させるためには、小売業等や、陸上貨物運送事業における荷役作業に対する重点的な取組が必要となってきた。

《業種別の死傷者数の推移》

業種	平成14年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	災害増減率
建設業	656	504	432	364	339	363	-44.7%
製造業	1,255	1,142	1,120	837	861	863	-31.2%
第三次産業	1,029	1,191	1,176	1,171	1,153	1,201	+16.7%
小売業	252	295	283	297	259	299	+18.7%
社会福祉施設	76	121	122	130	150	160	+110.5%
飲食店	73	70	82	86	87	79	+8.2%
陸上貨物運送事業	433	429	421	346	368	379	-12.5%

（出典：労働者死傷病報告）

災害増減率は、平成14年と比較した平成23年の増減率

- ・小売業等は、建設業や製造業に比べ、重篤度の低い転倒災害が占める割合が高いという特徴が見られ、労働者個人の行動に着目した労働災害防止対策が必要となっている。また、高齢者の増大による医療、介護関連産業の拡大をはじめとする国民の需要構造の変化により、労働者の増加が見込まれることにも留意が必要である。
- ・陸上貨物運送事業の労働災害は、交通労働災害が全体の1割未満であるのに対し、荷役作業中の労働災害は約7割を占めている。また、荷役作業中の労働災害の約7割が、荷の積み込み先である発荷主や荷の届け先である着荷主（以下「荷主先等」という。）の構内で発生している。荷役作業中の労働災害では、荷台や荷の上等からの墜落・転落が最も多く約3割を占めているが、フォークリフト等の荷役運搬機械やロールボックスパレット（かご台車）等の荷役運搬のための器具、用具による災害も少なからず発生している。こうした状況を踏まえ、陸上貨物運送事業における労働災害防止対策は、陸上貨物運送事業者と荷役作業場所を管理する荷主先等が連携して進める必要がある。

(目標)

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

小 売 業 労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 20%以上減少させる。

社会福祉施設 労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 10%以上減少させる。

なお、この目標は介護職員数の大幅な増加を見込んだ数値であり、雇用者数に増減がないと仮定した場合には、25%以上減少させることに相当する水準である。

飲 食 店 労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 20%以上減少させる。

陸上貨物運送事業 労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 10%以上減少させる。

(講ずべき施策)

小売業等や陸上貨物運送事業は、労働災害が減少していない又は減少幅が小さく、特に小売業等は労働災害全体に占める割合が増加しているため、労働災害を減少させるための重点業種として取り組む。

第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策

第三次産業については特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設(介護施設)、飲食店に重点的に取り組む。

- 1 安全衛生管理体制の強化

- ・労働災害防止対策を進める上で責任者を明確にする必要がある。小売業等の実態に即した安全衛生管理体制の整備を指導する。
- ・小売業等では、非正規労働者の割合が高い傾向があることを踏まえ、現場における非正規労働者に関する安全衛生活動の実態把握を進め、これらの実態をふまえて、正規・非正規の別を問わず充実した安全衛生活動が現場で着実に取り組まれるよう、指導する。

- 2 小売業に対する集中的取組

a 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上

- ・小売業の労働災害のうち、事故の型別で全体の約 3 割と最も多く発生している転倒災害は、労働の現場のみならず日常生活においても起こりうるものである。このため、転倒災害をはじめとする労働災害の防止に対する意識が事業者、労働者の双方とも希薄になりがちであり、結果として職場の安全意識が醸成されにくい傾向がある。このことを踏まえ、労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立ち、まずは大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識の浸透・向上を図る。

b バックヤードを中心とした作業場の安全化

- ・小売業では、労働災害の多くがバックヤードで発生しているため、バックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化(危険マップによる危険箇所の表示等)、リスクアセスメント、KY活動、4Sの徹底等による危険の低減を事業場に働きかける。
- ・小売業での安全管理について、好事例を収集し、意識啓発・指導に活用する。
- ・多発している転倒災害や切れ・こすれ災害等を防ぐため、作業性、安全性、経済

性に優れる安全靴や安全手袋などの保護具や安全装置の普及に努める。

- 3 社会福祉施設（介護施設）に対する集中的取組

- ・社会福祉施設（介護施設）に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。
- ・上記の研修会や指導を通じて収集した好事例や情報等を指導等に活用する。
- ・事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようにするための講習会を実施し、当該講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼する。

- 4 飲食店に対する集中的取組

- ・飲食店では、転倒災害と切れ・こすれ災害で全体の半数を占めているため、これらの災害防止を重点として、労働災害防止活動の取組事例の収集、安全衛生対策マニュアル等を活用し、事業場を指導する。

陸上貨物運送事業対策

a 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等

- ・労働災害の多くが荷役作業時に発生しているため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会とも連携して荷役作業における安全ガイドラインを周知・普及する。

b トラック運転者に対する安全衛生教育の強化

- ・荷主との役割分担でトラック運転者が荷役作業を担うこととなる場合には、トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を充実・強化するとともに、荷役作業の作業手順の作成支援等に取り組む。

c 荷主による取組の強化

- ・荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。なお、着荷主が発荷主にとっての顧客であり陸上貨物運送事業者とは運送契約を締結する関係にない場合には、荷卸し時の役割分担や実施事項を、発荷主が発荷主と事前に調整し、陸上貨物運送事業者との契約に盛り込むことが適当であるため、こうした点にも留意しながら対策を進める。

(イ) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

(現状と課題)

- ・死亡災害は長期的には減少してはいるものの、依然として年間30人を超える人が労働災害で亡くなっており、重篤な災害を防止するという観点からは、その18%を占める「墜落・転落災害」、15%を占める「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策を徹底させなければならない。墜落・転落による死亡災害は、約4割が建設業で、はさまれ・巻き込まれによる死亡災害は4割が製造業で発生している。特に、造船業が製造業の死亡災害の4割強を占め、毎年死亡災害が発生している。これらの災害は、死亡という最悪の結果に至らなくとも、障害が残る可能性が高い災害であるため、建設業や製造業に対

しても、重篤な災害の防止に着目した取組が必要である。

- ・建設業は長期的には労働災害が減少しているが、近年は増減を繰り返している状況である。この背景には、長期的な需要の減少により安全衛生のノウハウを有する世代の退職や、厳しいコスト競争、人員合理化等の影響により、人材の質の維持や現場管理に支障が生じ、現場の安全衛生活動に影響が及んだことが考えられる。さらに、今後、インフラの老朽化等により増加が見込まれ解体、改修等の各種工事の労働災害防止対策やアスベストばく露防止対策も重要な課題である。

《建設業、製造業の死亡者数の推移》

業種	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
建設業	12	7	4	7	8	7
製造業	6	18	5	10	6	5

(出典：労働者死傷病報告)

(目標)

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

建設業 労働災害による死亡者数を 20%以上減少させる。

製造業 労働災害による死亡者数を 5%以上減少させる。

(講ずべき施策)

建設業では「墜落・転落災害」、製造業では「はさまれ・巻き込まれ災害」に着目した対策を講じる。また、建設業は、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化及びインフラ工事等の増加による人材不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことにより、全国的に労働災害の増加が懸念されるため、こうした状況を踏まえた対策にも取り組む。

建設業対策

a 墜落・転落災害防止対策

(a) 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進

- ・墜落、転落災害のうち、足場からの墜落・転落は 16%を占め、はしご、屋根等からの墜落・転落が 42%を占めている。足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加え、はしご、屋根等からの墜落・転落災害防止措置を指導する。

(b) ハーネス型の安全帯の普及

- ・一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、作業性を考慮しつつ、一定条件下では墜落時に衝撃が少ないハーネス型の安全帯の使用を促進する。

b 震災の影響及びインフラ工事等の増加による人材不足等の状況を踏まえた対策

(a) 建設工事発注者に対する要請

- ・建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が確実に渡るよう、国土交通省と連携して対応する。また官公庁発注の公共工事において同様の取組が取られるよう広く要請する。
- ・特に、アスベストを含む建築物の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発

注が行われないよう、地方公共団体等とも連携して重点的に対応する。

(b) 建設現場の統括安全衛生管理の徹底

- ・新規に建設業に就労する者（新規参入者）等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。

c 解体工事対策

今後、老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事の増加が見込まれるため、以下の対策を講じる。

(a) アスベストばく露防止対策

- ・アスベスト含有建材を利用した建築物の解体も今後増加が見込まれるため、引き続きアスベストのばく露や飛散の防止を徹底するとともに、地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処する。また、建築物等の解体時等の事前調査の徹底、アスベスト除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報の提供等を推進する。

(b) 解体工事の安全対策

- ・老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事での安全対策に係るガイドラインの周知に努める。

d 自然災害の復旧・復興工事対策

- ・近年、台風、大雨、大雪、竜巻等の自然災害が頻発しており、今後も同様の自然災害の発生が予想されるため、自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。

製造業対策

a 機械災害防止対策の推進

- ・死亡災害や障害の残る災害につながりやすいはさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に、機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。また、リスクアセスメントの導入、定着を推進する。

b 労働災害防止団体と連携した取組み

- ・団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の維持・確保が課題となっており、特に体制の弱い小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会による指導・援助活動を支援する。

イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(現状と課題)

- ・健康面では、労災請求件数が増加している精神障害を防止するためのメンタルヘルス対策や、労災請求件数が20件台で推移し減少が見られない脳・心臓疾患を防止するための過重労働対策に対して引き続き重点的取組が必要である。メンタルヘルス不調者を増やさないためには、労働者自身によるセルフケアをはじめ、管理監督者や産業保健スタ

ツフによるケアなどにより、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治療を進めるとともに、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境に改善していくことが必要である。また、厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑化、高度化し、さらに迅速化等が求められる中、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも長時間労働の抑制が求められている。

《脳・心臓疾患及び精神障害の労災請求件数の推移》

疾病	平成 14 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
脳・心臓疾患	10(5)	20(4)	28(8)	20(4)	22(7)	23(9)
精神障害	0(0)	16(6)	24(3)	22(2)	39(8)	44(6)

（出典：広島労働局調べ）（ ）内は死亡者数の内数

- ・印刷業での胆管がんの集団発生を契機に、化学物質による職業がんの防止対策の強化が急務となっており、特定化学物質障害予防規則等による規制の対象となっていない化学物質による健康障害を効果的に防止するための対策が重要な課題となっている。
- ・業務上疾病の約 5 割を占める腰痛が、社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業等の労働災害件数を押し上げており、中でも発生件数が急増し、腰痛全体の 25% を占める社会福祉施設に対して、特に重点的な取組が必要となっている。また、夏季を中心に依然として頻発している熱中症への対策の強化が喫緊の課題となっている。

《社会福祉施設の腰痛（労働災害）の発生件数の推移》

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
腰痛件数	22	25	20	29	31

（出典：労働者死傷病報告（休業 4 日以上））

《職場における熱中症の発生件数の推移》

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
熱中症件数	6	4	19	12	9

（出典：労働者死傷病報告（休業 4 日以上））

メンタルヘルス対策

（目標）

平成 29 年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を労働者数 100 人以上の事業場において 80% 以上とする。

（講ずべき施策）

a メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

- ・メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者自身によるセルフケアが重要であり、併せて日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることも重要である。このため、労働者自身によるセルフケアを促進するとともに、事業者による管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。
- ・メンタルヘルス不調を予防する観点から、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、問題の現状や課題、取組例等について、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じて周知啓発を行い、パワーハラスメント

対策の推進を図る。

- ・メンタルヘルス不調を予防するという観点から、職場における過度のストレスの要因となるリスクの低減を図る。

b ストレスへの気づきと対応の促進

- ・労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

c 取組方策の分からない事業場への支援

- ・メンタルヘルス対策への取り組み方が分からないとしている事業場に対しては、メンタルヘルス対策支援センター、地域産業保健センターの活用を促進する。

d 職場復帰対策の促進

- ・働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を周知するとともに、事業者がメンタルヘルス不調者の職場復帰支援に積極的に取り組むよう指導に努める。

過重労働対策

(目標)

平成 29 年までに年所定外労働時間数を全国平均以下にする。

(講ずべき施策)

a 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

- ・事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進と合わせて、労働者の過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させる。
- ・事業者による健康管理の質の向上のため、健診結果、事後措置実施結果の効果的な活用を進める。

b 働き方・休み方の見直しの推進

- ・不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。
- ・恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促すとともに、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進する。

化学物質による健康障害防止対策

(目標)

職場における化学物質管理の推進のため、平成 29 年までに GHS 分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート (SDS) の交付を行っている化学物質製造者の割合を 80%以上とする。

(講ずべき施策)

a 発がん性に着目した化学物質対策

- (a) 有害性情報に基づく化学物質対応

- ・新たに規制を行うこととなった化学物質については、局所排気装置等の発散抑制措置、作業環境測定基準などの作業環境管理対策、防毒マスクの使用などの作業管理対策の徹底を図る。

(b) 化学物質製造事業場の把握及び使用事業場への取組

- ・化学物質製造事業場の把握を行い、事業場における製造化学物質に係る危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付の徹底を推進する。
- ・化学物質取り扱い事業場における安全データシート（SDS）の整備を推進する。

b リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供

- ・規制対象であるか否かにかかわらず、危険性又は有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知・普及する。
- ・リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付の促進を図る。

c 作業環境管理の徹底と改善

- ・作業環境中の濃度測定方法が未確立の化学物質について、測定を行わなくても化学物質の性状や取扱量等の情報から作業環境中の濃度が推定できる手法等を活用した健康障害防止措置の普及を図る。

腰痛・熱中症・じん肺予防対策

(目標)

腰痛	平成 24 年と比較して、平成 29 年までに社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業 4 日以上の死傷者の数を 10%以上減少させる。
熱中症	平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上の死傷者の数（各期間中（5 年間）の合計値）を 20%以上減少させる。
じん肺	第 8 次粉じん障害防止総合対策の推進により、じん肺のより一層の防止を図る。

(講ずべき施策)

- 1 腰痛予防対策

a 腰痛予防教育の強化

- ・特に腰痛が懸念される社会福祉施設（介護施設）、小売業、陸上貨物運送事業を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

b 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及（再掲）

- ・社会福祉施設（介護施設）に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対

策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。

- ・上記の研修会や指導を通じて収集した好事例や情報等を事業場に対する指導等に活用する。
- ・事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようにするための講習会を実施し、当該講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼する。

- 2 熱中症予防対策

a 屋外作業に対する対策

- ・職場における熱中症予防対策の周知を図り、同対策に基づく管理を促進する。

- 3 じん肺予防対策

a 粉じん障害防止対策

- ・平成25年度を初年度とする第8次粉じん障害防止総合対策に基づき、アーク溶接作業と岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業及びずい道等の建設工事における粉じん障害防止対策を推進する。
- ・健康管理手帳制度の周知等による離職後の健康管理を推進する。

受動喫煙防止対策

(目標)

平成29年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。

(講ずべき施策)

a 普及・啓発

- ・受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発と事業者に対する効果的な支援の実施により、受動喫煙防止対策を普及・促進する。

b 受動喫煙防止対策の強化

- ・職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。

ウ 業種横断的な取組

(現状と課題)

- ・リスクアセスメントの導入は進んでいるが、中小規模事業場での取組が遅れている。また、リスクアセスメントは、概念としては安全衛生全体を含むものであるが、現状では安全分野が先行しており、労働衛生分野の取組が進んでいない。
- ・労働災害に占める60歳以上の割合は、平成14年から平成23年の10年間で、14%から22%に増加している。60歳以上の高年齢労働者は、労働災害発生率も高く、今後、高年齢労働者のさらなる増加が予想されるため、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害の発生防止を強化する必要がある。
- ・労働者の3人に1人以上が非正規労働者となっているため、非正規労働者に関する安全衛生活動や労働災害の実態把握が必要となっている。
- ・技術革新の進展、就業形態の多様化等労働環境を取り巻く情勢は変化している。安全衛

生水準の向上を図るためには、これらの変化を踏まえた適切かつ有効な安全衛生教育を実施することが求められている。

(講ずべき施策)

リスクアセスメントの普及促進

a 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

- ・中小規模事業場に対してリスクアセスメントの導入を促進するとともに、その導入状況を踏まえて、リスクアセスメントへの取組が進んでいる中小規模事業場に対して、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。
- ・労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタント等を活用し、中小規模事業場への労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

b 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進

- ・建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会と連携して指導する。

c 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

- ・有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されるよう、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知・普及する。(再掲)
- ・腰痛、熱中症等の労働衛生分野においてもマニュアル等の整備を進め、リスクアセスメントの実施を促進する。

高年齢労働者対策

a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

- ・高齢化や高齢者雇用の進展に伴い高年齢労働者の労働災害が増加しているため、労働災害事例集等により、高齢者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体と連携して指導する。
- ・高年齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、教育・注意喚起に取り組む。

b 基礎疾患等に関連する労働災害防止

- ・基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起に取り組む。
- ・体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作

業配置を促進する。

- ・定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である旨を、産業医や地域産業保健センター等を通じて周知徹底する。

非正規労働者対策

a 非正規労働者に関する安全衛生活動や労働災害の実態把握と対策の検討

- ・パートやアルバイトなどの非正規労働者に関する雇入れ時教育や健康診断の実施などの安全衛生活動の実態や労働災害の発生状況の把握を進め、その結果を踏まえて必要な対策に取り組む。

b 就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

- ・建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、就業形態が多様化・複雑化する中で、労働災害防止の責任の所在があいまいにならないよう、多様な就業形態が混在するような労働現場に対して指導を行う際には、労働災害防止の責任の明確化を図る。

安全衛生教育の推進

- ・近年の技術革新の進展、就業形態の多様化等労働環境の変化に伴い新しい型の労働災害、新しい分野の労働災害が発生している。企業における自主的な安全衛生活動を促進し、労働災害防止の実効をあげるため、経営首脳者に対する啓発、各級管理者に対する安全衛生教育をはじめとして、免許所持者等特殊技能者等に対する安全衛生教育を推進する。

(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

(現状と課題)

- ・労働災害は長期的には減少してきているものの、近年は、第三次産業での増加等もあって増減を繰り返し、また、死亡災害の多発といった事態となっている。このような厳しい状況に対応するためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等が連携し合い、協働して取り組んでいくことが必要になっている。
- ・民間企業の経営状況は厳しく、社内で専門的に安全衛生を担う十分な人材を育成することが難しくなる中、こうした企業からの求めに応じて安全衛生業務を担う専門機関の活用が求められている。

(講ずべき施策)

上記(1)に掲げた対策に重点的に取り組むほか、民間団体、専門家、関係行政機関等と連携し合い、民間活動の活性化を図り、協働して取組を進めることにより、労働災害防止対策を推進する。

専門家と労働災害防止団体の活用

a 安全衛生分野の専門家の育成と活用

- ・安全衛生分野の専門家である労働安全・衛生コンサルタントの育成、能力の向上に努める。また、同コンサルタントをはじめとする高度な専門性を有する民間専門家が、事業場の安全衛生水準の向上に一層活用されるよう取り組む。
- ・様々な業界で安全衛生活動に携わってきた人材を、業種を超えて有効に活用し、事

業場の安全衛生水準を高めていく方策に取り組む。

- ・ 専門家の知識やノウハウを活用しながら、各地域の安全衛生施策を推進していくために、安全衛生労使専門家会議の活用を促進する。

b 労働災害防止団体の活動の活性化

- ・ 労働災害防止について最も専門的なノウハウを持つ集団として、また、業界の労働災害防止活動の推進役並びに情報収集・教育指導機関としての労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている。こうした役割を強化するため、行政機関が保有する労働災害関連情報の提供を進めるとともに、労働災害防止に資する活動に対しては、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。
- ・ 団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の維持・確保が課題となっており、特に体制の弱い小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会による指導・援助活動を支援する。(再掲)
- ・ 労働災害防止団体法に則り、労働災害防止団体が所管する業界に対して実施する活動を奨励する。

業界団体との連携による実効性の確保

- ・ 安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠である。特に、重点とする第三次産業、死亡災害が続いている水産業等について、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。

安全衛生管理に関する外部専門機関の活用

a 産業保健機関、産業保健専門職の質の向上とその活用

- ・ メンタルヘルス対策を含めた産業保健活動について、産業医や産業保健専門職で構成された産業保健機関の質の向上を進め、こうした産業保健機関の活用を図る。
- ・ 労働者 50 人未満の小規模事業場における労働者の健康確保について、地域産業保健事業を活用することにより、小規模事業場の産業保健活動を促進する。

b 事業場の安全衛生業務での外部専門機関の活用

- ・ 企業の安全衛生管理責任を側面支援する外部専門機関の育成に努めるとともに、事業者が自らの責任を果たす上で、外部専門機関を利用しやすい制度・環境の整備を図る。

(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

(現状と課題)

- ・ 安全衛生対策は労働者の家族も含めれば全国民的問題であるにもかかわらず、企業の中でも十分に共有されていない場合もあり、また、一般社会でも認知度は必ずしも高いとはいえない。
- ・ 企業が積極的に安全衛生対策を進めるためには、労働者の安全や健康を守らなければならないという経営トップの強い意識が重要である。

(講ずべき施策)

全ての事業者が、労働者の安全や健康に配慮した職場環境や労働条件を志向する社会を

実現するため、業界や企業の安全衛生水準の可視化、社会的評価を受けられる仕組みに取り組む。また、労働者や家族等に直接働きかけを行い、安全衛生対策に関する社会全体の意識を高める。

経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚

- ・労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して様々な手法、機会を活用して、労働者の安全や健康に関する意識付けを行う。

労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表

a 労働環境水準の指標化

- ・労働災害の発生状況や労働災害防止のための取組だけでなく、労働者の健康に影響する項目を総合的・客観的に評価する指標化に取り組む。
- ・快適職場調査（ソフト面）チェックシートなど、既に構築された成果を含め、指標の視覚化、その普及に取り組む。

b 労働環境水準の高い業界や企業の積極的公表

- ・業界別や個別企業の評価を安全衛生の専門家が行い、企業の同意を得て、良い評価を得た企業は積極的にホームページ等で公表することを推進し、求職者が労働環境の良い企業を容易に把握できるようにする。

重大な労働災害を発生させ改善がみられない企業への対応

- ・法令違反により重大な労働災害を繰り返して発生させたような企業について、一定の基準を設け、企業名と労働災害の発生状況をホームページ等で公表することを含めて、着実に労働環境の改善を図らせるための施策に取り組む。

労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

a 不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動

- ・労働者本人の無意識による不安全な行動が誘発するリスクや実際の労働災害事例について、職長も含めた現場の労働者に情報提供を推進することにより、労働者 1 人 1 人の安全に対する意識や危険感受性を高め、労働災害防止に結びつける。

b 国民全体の安全・健康意識の高揚

- ・国民全体の危険に対する感受性を高め、働く場での安全や健康を確保するためのルールを守ることにについて、全国安全、労働衛生週間において広く周知する。

(4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

(現状と課題)

- ・労働安全衛生法令には元方事業者が一定の責任を負う制度が導入されているが、建設業造船業以外の業種における発注者等に対する責任は限定的である。外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できない状況が発生しないよう、発注者等による取組を強化する必要がある。
- ・機械の包括的安全基準により、産業現場で使用される機械等の本質安全化に向けた取組を推進してきた。労働安全衛生法の中で、労働者に機械設備を使わせる事業者の責任にとどまらず、機械の製造者等の機械設備の提供者も一定の責任を追う仕組みが、今後の課題と考えられる。

- ・雇用形態が多様な労働者が混在していたり、雇用関係のない納入業者等が出入りするような場で労働災害を防止するためには、個々に事業者責任を規定する体系に加え、施設等の管理者の責任のあり方が、今後の課題と考えられる。

(講ずべき施策)

事業者責任に加えて、発注者、製造者など、より上流の段階での安全衛生に対する取組を強化する。

発注者等による安全衛生への取組強化

a 発注者等による安全衛生への取組強化

- ・外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者による取組を強化する。

b 荷主による取組の強化(再掲)

- ・荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。

c 建設工事発注者に対する要請(再掲)

- ・建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が確実に渡るよう、関係行政機関と連携して対応する。また官公庁発注の公共工事において同様の取組が取られるよう広く要請する。
- ・特に、アスベストを含む建築物の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないう、関係行政機関等とも連携して重点的に対応する。

製造段階での機械の安全対策の強化

製造業では、依然として機械設備により障害を伴うような重篤な労働災害が多発していることに加え、小売業などでも食品加工機械等による労働災害が発生しているため、機械設備の本質安全化を推進する。

a 機械災害防止対策の推進(再掲)

- ・機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

b 機械の本質安全化の促進

- ・機械の本質安全化を促進し、機械による労働災害をさらに減少させるためには、設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底を図る必要があるため、労働現場で使用されるあらゆる機械設備について、製造者等の機械設備の提供者に対する当該措置を強化する。

労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策

- ・労働災害は、アスベストの周辺住民被害、クレーンの倒壊による一般家屋被害、足場倒壊による通行人被害、爆発火災災害による周辺被害等、時として周辺住民等に

も影響を及ぼすため、産業現場で発生する事故によって生じる労働者以外の人的・社会的被害を防ぐという観点も考慮することとし、関係行政機関との連携を図る。

(5) 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

(現状と課題)

- ・東日本大震災による被災地の建設復興需要の急増により、建設業者、技術者、技能労働者等が被災地に集中し、その影響で被災地以外の地域でも人材が不足するなど全国的に人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことが懸念される。
- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る作業においては、被ばく管理、保護具・保護衣の着用、健康管理等について様々な問題が生じたが、これらの問題は、あらかじめ準備を整えておくことで適切な対応が可能であったものと考えられる。

(講ずべき施策)

東日本大震災の復旧・復興工事対策

a 建設現場の統括安全衛生管理の徹底(再掲)

- ・新規に建設業に就労する者等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。

原子力発電所事故対策

a 原発事故対応作業と除染作業での放射線障害防止等

- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、事故時に被ばく管理等を適切に実施するための被ばく線量管理体制の強化、線量計の確保等原子力事業者の準備状況を定期的に確認する。
- ・除染特別地域等での除染作業、復旧・復興に携わる労働者の放射線障害防止対策を着実に実施する。